

平成 25 年第 1 回定例会

◆ 14 番（戸田久和君） 14 番無所属・革命 21 の戸田です。

項目 2、一部の自治会や校区福祉委員会の問題について。

1、市が補助金を出している自治会に関して分類した質問を出しているのので、教えてください。

2、自治会規約を提出した 116 自治会に関して、市は 15 項目にわたって整理をしたと聞かすが、その内容はどのようなものか。

3、その中で、定足数の規定を持つ自治会の数と割合、会員自発による臨時総会の招集権規定を持つ自治会の数と割合、役員に対するリコール規定を持つ自治会の数と割合などを述べられたい。

4、現状の自治会規約の不備部分の改善について、どういう点に重点を置いて進める考えか。

5、市から公金補助を受けていながら、団体の規約がない、つくらないとか、規約を市に出さないなどの対応をする団体に対して、公金補助を続けるのはよくないのではないか。どのように改善していく予定か。

脇田校区自治連会長や門真市自治連会長らが同校区福祉委員会等から特定自治会住民を排除せんとした問題について聞きます。

6、校区福祉委員会と小地域ネットワークとはどのようなものか。

7、それらと社協と、そして自治会の金銭的な関係はどのようなものか。

8、校区自治連合会とはどのようなものか。自治会に加入義務があるのか。加入していない自治会と加入自治会及び校区自治連合会との間で校区福祉委員会や小地域ネットワークへの参加資格やサービス提供の面で違いがあるのか。校区自治連合会に加入していない自治会やその所属住民を、校区福祉委員会や小地域ネットワークに参加させない、委員にさせない、サービス提供をしないなどの差別待遇することは許されるのか。

9、今般、私が出した市民からの通報にかかわって、市は排除されたと言われる住民や、排除を策したと言われる校区自治連や門真市自治連の役員、及び間に立った社協の三者から聞き取り調査をして、まずは事実把握をすべきだが、その結果どういうことがわかったのか。制度に対する誤解があったとしたら、どういう部分であり、今は改善されたのかどうか。

◎市民部長（市原昌亮君） 戸田議員御質問のうち、一部につきまして御答弁申し上げます。

一部の自治会や校区福祉委員会の問題点についてのうち、自治会規約の把握状況や対応に問題のある自治会についてであります。

市が補助金を出している自治会についてであります。行政協力支援金を交付している自治会は120、そのうち自治会規約が制定されているとの回答を得たのは117自治会で、提出していただいたのは116自治会でございます。

規約は存在するが、市への提出は拒否するということにつきましては、未提出の自治会が1自治会ありますが、その地域に住む住民がお互いに助け合うためのルールであり、現時点では提出の義務がないことから、提出する必要はないのではないかとのことです。引き続き趣旨を説明し、提出を促してまいります。また、自治会規約が存在しないと回答したのは3自治会で、初めはあったと思われるが、引き継ぎがされていないとのことでした。

次に、提出いただいた規約について、自治会名、会員資格規定、会費徴収規定、会長や役員の選出規定、任期規定、リコール規定、総会・役員会の招集権規定、定足数規定、委任状規定、会員発意による臨時総会開催規定、議決方法規定、総会必須性規定、会計年度の定め、会計の公開・報告規定、所在地・連絡先記載についての15項目の有無をまとめた結果、定足数の規定を持つのは96自治会、提出自治会の83%で、会員発意による臨時総会の招集権規定を持つのは58自治会、50%、また役員に対するリコール規定を持つのは4自治会、3.5%でした。

提出いただいた自治会規約につきましては、その地域の実情によって表現や運営方法に違いはありますが、総会や役員に関する規定は、多くの自治会において定められておりました。

次に、現状の自治会規約の不備部分についての改善についてであります。自治会活動を理解して多くの住民に参加してもらえるように定足数や議決方法等の総会に関する規定の整備に重点を置いて、引き続きモデル規約を活用して自治会に働きかけてまいります。

また、規約がない・つくらないとか市に出さない自治会に対する公金補助についてであります。自治会に対する規約提出依頼等の働きかけをしたのは24年度が初めてでもあり、自治会規約を意識していただくきっかけになりました。

自治会によりさまざまな経緯や事情もあることから、25年度から交付の条件にすることは性急に過ぎると考えますが、団体の規約整備が必要であることについて今後も意識的に働きかけを続けてまいります。